

# 令和5・6年度 加茂市建設工事入札参加資格審査申請要領

令和5・6年度において、加茂市が行う建設工事の入札及び随意契約の協議に参加しようとする方は、この要領に定めるところにより、競争入札等に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」といいます。）の審査（以下「資格審査」といいます。）の申請を行ってください。

## 第1 申請にあたって

### 1. 資格審査申請をすることができる方

資格審査の申請をすることができる方は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない方です。

- ① 建設業法第3条第1項の規定により建設業の許可を受け、その建設業の許可を受けて営業した期間が1年に満たない者。
- ② 資格審査を申請しようとする建設工事について、建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者。また、総合評定値については、申請者から請求があった場合に結果を通知するため、その総合評定値を取得していない者。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。
- ④ 資格審査を申請しようとする建設工事について、経営事項審査の申請をする日の属する営業年度開始の日直前3年の各営業年度、いずれの営業年度にも完成工事高を有しない者。
- ⑤ 建設業法の規定により営業の停止を命じられ、その停止期間が経過しない者。
- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者。
- ⑦ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。
- ⑧ 暴力団員であると認められる者。
- ⑨ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。
- ⑩ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者。

- ⑪ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。⑫について同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの。
- ⑫ 法人であって、その役員のうちに⑧から⑩までのいずれかに該当する者があるもの。
- ⑬ 加茂市の市税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて滞納がある者。
- ⑭ 次の（１）から（３）までに掲げる届出のいずれかを行っていない者（当該届出を行うことを要しない者を除く）
- （１） 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
  - （２） 健康保険法（大正 11 年法律第 70 条）第 48 条の規定による届出
  - （３） 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 条）第 27 条の規定による届出

## 2. 参加資格の有効期間

令和 5 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日までです。

## 3. 受付期間

令和 5 年 2 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日まで。

「4. 提出先」へ郵送又は持参してください。

※郵送の場合は、令和 5 年 2 月 28 日の消印有効です。

※持参の場合は、土・日曜日、祝日を除きます。

## 4. 提出先

〒959-1392

新潟県加茂市幸町二丁目 3 番 5 号 加茂市役所財政課管財係

電話：0256-52-0080（内線 316・314）

## 5. 提出部数及び提出方法

（１）提出部数 1 部

（２）提出方法

申請書は申請書類及び添付書類一覧表【①から⑭の番号順】に、長辺ホチキス綴じ又はクリップ留めとしてください。

（３）その他

申請書の受領書または受付印が必要な場合は、郵送時に返信用封筒又は返信用はがきを同封してください。受付印を押印し返送します。持参の場合は、その場で受領書に受付印を押印し渡します。なお、この受付印は受領したことをのみを表すもので、内容審査が正しいことを表すものではありません。

## 第2 提出書類について

### 1. 申請書類および添付書類

市内業者：加茂市内に入札・契約行為を行う営業所（建設業法に基づく主たる営業所又は従たる営業所）を有する建設業者をいう。

市外業者：「市内業者」以外の建設業者をいう。

◎：必ず提出してください。

△：該当がある場合、提出してください。

×：提出する必要はありません。

申請書類および添付書類一覧表		市内業者	市外業者
①建設工事入札参加資格審査申請書	【第1号様式】	◎	◎
②営業所（主たる営業所を除く）一覧表	【第2号様式】	△	△
③委任状 【※1】		△	△
④技術職員数等に関する書類	【第3号様式】	◎	◎
⑤技術職員数一覧表【※2】	【第4号様式】	◎	△
⑥技術職員名簿	【第5号様式】	◎	
⑦舗装機械の所有状況に関する書類		△	
⑧経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し【※3】		◎	◎
⑨建設業許可申請書別紙二（営業所一覧表）の写し【※1】		△	△
⑩経営事項審査申請書（下記書類）の写し【※4】 ・経営規模等評価申請書総合評定値請求書 ・工事種類別完成工事高（別紙一） ・工事経歴書（様式第二号）		△	△
⑪加茂市の納税証明書（ <u>原本</u> ）【※5】		◎	
⑫法人税又は所得税の納税証明書（ <u>写し可</u> ）【※6】		◎	◎
⑬消費税及び地方消費税の納税証明書（ <u>写し可</u> ）【※6】		◎	◎
⑭暴力団等の排除に関する誓約書		◎	◎
⑮適用除外申告書		△	△
⑯建設業許可申請書の「様式第四号（使用人数）」の写し		◎	

※1：従たる営業所等に契約締結等の権限を委任する場合に提出してください。

※2：「第3号様式」で技術職員数を補正した場合にのみ提出してください。

- ※3：審査基準日が令和3年8月1日以降の結果通知書の写しを提出してください。
- ※4：資格審査を申請しようとする業種について、総合評定値通知書において過去3年間の完成工事高を有することが確認できない場合のみ要提出  
提出が必要となるケースは、総合評定値通知書の完成工事高算出において2年平均を選択しており、資格審査を申請しようとする業種の完成工事高の欄が0と表示されている場合です。⑧の完成工事高算出において3年平均を選択しており、資格審査を申請しようとする業種の完成工事高の欄が0と表示されている場合は、当該業種について申請することができません。
- ※5：加茂市の市税の納税義務がある方は市税の納税証明書（未納税額がないことの証明）を提出のこと。証明書は申請書提出日以前3ヶ月以内に発行されたもの。
- ※6：法人税又は所得税の納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書（証明書は申請書提出日以前3ヶ月以内に発行されたもの）
- ・法人：その3の3  
「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用
  - ・個人：その3の2  
「所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用

## 2. 提出書類の記入方法等について

### (1) 建設工事入札参加資格審査申請書（第1号様式）

- ①「入札参加を希望する建設工事の種類」の欄  
入札参加を申請する種類欄に「1」を入力してください。
- ②「総合評定値」の欄  
入札参加を申請する種類の総合評定値通知書の評定値を記入してください。

### (2) 営業所（主たる営業所を除く）一覧表（第2号様式）

- ①「営業所番号」の欄  
建設業の許可を受けている営業所のうち、主たる営業所から「③委任状」に示す委任を受けている営業所を01とし、順次02～を記入してください。
- ②「建設業の許可を受けている業種」の欄  
営業所ごとに、建設業の許可を受けて営業している種類を記入してください。  
ア 一般建設業許可を受けている業種には「1」を記入  
イ 特定建設業許可を受けている業種には「2」を記入

### (3) 委任状

主たる営業所に代わって、加茂市との入札・契約行為を従たる営業所に委任する場合に提出してください。なお、委任を受ける営業所は、一箇所に限ります。

(4) 技術職員数等に関する書類（第3号様式）

① 「補正後技術職員数」の欄

審査基準日現在の1、2級技術職員数と総合評定値通知書に記載の1、2級技術職員数との差異が生じる以下の場合（※）のみ、補正を希望することができます。

なお、補正を希望する場合は、補正の欄で「1（補正あり）」を選択し、補正後の技術職員数を記入し、「技術職員数一覧表（第4号様式）」の提出をしてください。

※経営事項審査における技術職員の資格要件の重複計上の制限（2業種まで）に該当する場合

② 「労働福祉の状況」の欄

雇用保険、健康保険、厚生年金保険で「無：0」を選択した場合、保険加入の届出を行ったことが確認できる書類の写しを提出してください。

総合評定通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況のいずれかが「無（未加入）」となっている場合で、審査基準日以降に加入の届出を行った方は、以下の書類を提出してください。

注）当該書類により未加入でなくなったことが確認できた場合に限り、資格審査申請を行うことができます。

ア 健康保険・厚生年金保険が「加入」となった場合は、次の書類のいずれかを提出してください。

- ・申請時の直近1か月分の領収証書の写し
- ・標準報酬決定通知書の写し
- ・被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の写し
- ・健康保険・厚生年金保険新規適用届（年金事務所の受領印のあるもの）の事業主控えの写し

イ 雇用保険が「加入」となった場合は次の書類のいずれかを提出してください。

- ・申請時の直前の労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し

(5) 技術職員数一覧表に関する書類（第4号様式）

「技術職員数等に関する書類【第3号様式】」の補正欄に「1」（補正あり）を記入した場合のみ、次のとおり記入してください。

① 「「土木」技術職員数～「舗装」技術職員数」の欄

資格名の欄に掲げる資格を有する技術職員の人数を右詰めで記入してください。

② 技術職員の人数をカウントする場合は以下の考え方により行ってください。

1人の技術職員が2以上の資格を有する場合、その資格ごとにそれぞれ1人としてカウントしますが、記入の対象となる技術職員及び資格は、経営事項審査の申請を行った時の「技術職員名簿」に記載された職員及びその時点で保有している資格に限ります。それ以降の職員の追加及び資格の取得等の変動は認められないことに

注意してください。また、経営事項審査での技術職員で「その他」に区分される者のうち「2級」に区分されるものがあることに注意してください。

工種別（「土木」「建築」「電気」「管」「舗装」）別の「市での対応する級区分」の級別の合計人数は、「技術職員数等に関する書類（第3号様式）」の対応する業種の「補正後技術職員数」欄の級別の記載人数と一致している必要があります。

(6) 技術職員名簿に関する書類（第5号様式）

市内業者に該当する場合に提出してください。

(7) 舗装機械の所有状況に関する書類

「舗装」について申請する市内業者のみ提出してください。

(8) 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

審査基準日が令和3年8月1日以降であり、かつ、総合評定値（P）を取得している結果通知書の写しを提出してください。

(9) 建設業許可申請書別紙二（営業所一覧表）の写し

従たる営業所等に契約締結等の権限を委任する場合に提出してください。

(10) 経営事項審査申請書（経営規模等評価申請書総合評定値請求書、工事種類別完成工事高（別紙一）、工事経歴書（様式第二号））の写し

※資格審査を申請しようとする業種について、総合評定値通知書において過去3年間の完成工事高を有することが確認できない場合のみ要提出

提出が必要となるケースは、総合評定値通知書の完成工事高算出において2年平均を選択しており、資格審査を申請しようとする業種の完成工事高の欄が0と表示されている場合です。総合評定値通知書の完成工事高算出において3年平均を選択しており、資格審査を申請しようとする業種の完成工事高の欄が0と表示されている場合は、当該業種について申請することができません。

(11) 適用除外申告書

総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況が「無」で、その後「適用除外」になった場合のみ提出が必要です。

注) 当該書類により適用除外であることが確認できない場合は、資格審査申請を行うことができません。

(12) 建設業許可申請書の「様式第四号（使用人数）」の写し

市内業者に該当する場合に提出してください。